

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
大井川用水地区機能診断その12 業務

特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業大井川用水地区機能診断その12業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営大井川農業水利事業及び国営大井川用水農業水利事業により造成された菊川左岸幹線水路の機能診断を行い、施設の機能を保全するために必要な対策工法等を定めた機能保全計画の策定を行うものである。
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする施設の場所は、静岡県菊川市富田地内他で、別添施行位置図に示すとおりである。
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時までに提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

項 目	内 容														
(管理技術者) 第 1-7 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">業務に該当する部門</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table> (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は、監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
(担当技術者) 第 1-8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録あたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1-10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table><tr><th>名称</th><th>発行所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>(一社) 農業土木事業協会</td><td>R5. 5</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」</td><td>農林水産省農村振興局 ※</td><td>H28. 8</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」</td><td>農林水産省農村振興局 ※</td><td>H28. 8</td></tr></table>	名称	発行所	制定 (改訂) 年月	農業水利施設の機能保全の手引き	(一社) 農業土木事業協会	R5. 5	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8		
名称	発行所	制定 (改訂) 年月													
農業水利施設の機能保全の手引き	(一社) 農業土木事業協会	R5. 5													
農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8													
農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8													

項 目	内 容																																																																		
(作業条件) 第2-2 条	農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8																																																																
	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省農村振興局 ※	H22. 6																																																																
	※農林水産省HPで入手可能。																																																																		
	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。																																																																		
	(1) 菊川左岸幹線水路は大井川右岸土地改良区が管理している。																																																																		
	(2) 作業の実施にあたっては、事前に管理者から聞き取りを行い作業方法について十分打合せを行った後監督職員と打合せを行うものとし、手戻りのないよう留意しなければならない。																																																																		
	(3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。																																																																		
	(4) 現地踏査及び定点調査は、下記に示す期間内に行うことを予定しており、詳細な作業日及び作業日程、作業内容については8月中旬に監督職員に報告するものとする。作業日決定にあたっては、十分に施設管理者と調整を行い8月中旬に作業計画書を作成し監督職員と打合せするものとする。																																																																		
	※作業日及び作業計画が確定した後、監督職員が関係機関と調整を行う。																																																																		
	<table><tr><th>施設名</th><th>作業可能期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>菊川左岸幹線水路</td><td>令和6年10月～令和6年12月</td><td></td></tr></table>			施設名	作業可能期間	備考	菊川左岸幹線水路	令和6年10月～令和6年12月																																																											
施設名	作業可能期間	備考																																																																	
菊川左岸幹線水路	令和6年10月～令和6年12月																																																																		
(5) 調査のための断水は、1サイクルを以下のとおりとし、断水した直後に1サイクル以上の通水期間を挟み、2～3サイクルの断水を想定している。																																																																			
<table><tr><th>1日目</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>4日目</th><th>5日目</th><th>6日目</th><th>7日目</th></tr><tr><td>9時～断水開始</td><td>断水</td><td>断水</td><td>12時～通水開始</td><td>通水</td><td>通水</td><td>通水</td></tr></table>			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	9時～断水開始	断水	断水	12時～通水開始	通水	通水	通水																																																			
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目																																																													
9時～断水開始	断水	断水	12時～通水開始	通水	通水	通水																																																													
(6) 仮設工（水替、換気）																																																																			
排水数量																																																																			
<table><tr><th rowspan="2">施設名称</th><th rowspan="2">単距離 (m)</th><th rowspan="2">排水量 (m3)</th><th colspan="2">箇所数</th><th rowspan="2">構造</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>4 吋</th><th>6 吋</th></tr><tr><td>沢水加川サイホン</td><td>28</td><td>40</td><td>1</td><td>－</td><td>RC φ1350</td><td>設置・撤去、発動発電機</td></tr><tr><td>半済サイホン</td><td>111</td><td>159</td><td>－</td><td>1</td><td>RC φ1350</td><td>設置・撤去、発動発電機</td></tr><tr><td>牛沢川サイホン</td><td>416</td><td>470</td><td>－</td><td>2</td><td>RC φ1200</td><td>設置・撤去、発動発電機</td></tr><tr><td>谷田大池サイホン</td><td>187</td><td>211</td><td>－</td><td>1</td><td>SP, FRPM φ1200</td><td>設置・撤去、発動発電機</td></tr><tr><td>奥横地サイホン</td><td>82</td><td>93</td><td>1</td><td>－</td><td>RC φ1200 (管更生)</td><td>設置・撤去、発動発電機</td></tr><tr><td>木目サイホン</td><td>32</td><td>30</td><td>1</td><td>－</td><td>FRPM φ1000 ～1100</td><td>設置・撤去、発動発電機</td></tr><tr><td>丹野川サイホン</td><td>629</td><td>598</td><td>－</td><td>2</td><td>RC φ1100 (管更生)</td><td>設置・撤去、発動発電機</td></tr><tr><td>高橋サイホン</td><td>22</td><td>21</td><td>1</td><td>－</td><td>RC φ1110</td><td>設置・撤去、発動発電機</td></tr></table>			施設名称	単距離 (m)	排水量 (m3)	箇所数		構造	備考	4 吋	6 吋	沢水加川サイホン	28	40	1	－	RC φ1350	設置・撤去、発動発電機	半済サイホン	111	159	－	1	RC φ1350	設置・撤去、発動発電機	牛沢川サイホン	416	470	－	2	RC φ1200	設置・撤去、発動発電機	谷田大池サイホン	187	211	－	1	SP, FRPM φ1200	設置・撤去、発動発電機	奥横地サイホン	82	93	1	－	RC φ1200 (管更生)	設置・撤去、発動発電機	木目サイホン	32	30	1	－	FRPM φ1000 ～1100	設置・撤去、発動発電機	丹野川サイホン	629	598	－	2	RC φ1100 (管更生)	設置・撤去、発動発電機	高橋サイホン	22	21	1	－	RC φ1110	設置・撤去、発動発電機
施設名称	単距離 (m)	排水量 (m3)				箇所数				構造	備考																																																								
			4 吋	6 吋																																																															
沢水加川サイホン	28	40	1	－	RC φ1350	設置・撤去、発動発電機																																																													
半済サイホン	111	159	－	1	RC φ1350	設置・撤去、発動発電機																																																													
牛沢川サイホン	416	470	－	2	RC φ1200	設置・撤去、発動発電機																																																													
谷田大池サイホン	187	211	－	1	SP, FRPM φ1200	設置・撤去、発動発電機																																																													
奥横地サイホン	82	93	1	－	RC φ1200 (管更生)	設置・撤去、発動発電機																																																													
木目サイホン	32	30	1	－	FRPM φ1000 ～1100	設置・撤去、発動発電機																																																													
丹野川サイホン	629	598	－	2	RC φ1100 (管更生)	設置・撤去、発動発電機																																																													
高橋サイホン	22	21	1	－	RC φ1110	設置・撤去、発動発電機																																																													
※ポンプ設置期間は想定排水能力は、4 吋 15m3/h、6 吋 35m3/h 程度である。																																																																			

項 目	内 容																																				
	換気数量																																				
	<table><tr><th>施設名称</th><th>個所数</th><th>構造</th><th>備考</th></tr><tr><td>沢水加川サイホン</td><td>1</td><td>RC φ 1350</td><td>換気管 5m</td></tr><tr><td>半済サイホン</td><td>1</td><td>RC φ 1350</td><td>換気管 5m</td></tr><tr><td>牛蒌川サイホン</td><td>2</td><td>RC φ 1200</td><td>換気管 10m</td></tr><tr><td>谷田大池サイホン</td><td>1</td><td>SP, FRPM φ 1200</td><td>換気管 5m</td></tr><tr><td>奥横地サイホン</td><td>1</td><td>RC φ 1200</td><td>換気管 5m</td></tr><tr><td>木目サイホン</td><td>1</td><td>FRPM φ 1000 ～ 1100</td><td>換気管 5m</td></tr><tr><td>丹野川サイホン</td><td>2</td><td>RC φ 1100</td><td>換気管 10m</td></tr><tr><td>高橋サイホン</td><td>1</td><td>RC φ 1100</td><td>換気管 5m</td></tr></table>	施設名称	個所数	構造	備考	沢水加川サイホン	1	RC φ 1350	換気管 5m	半済サイホン	1	RC φ 1350	換気管 5m	牛蒌川サイホン	2	RC φ 1200	換気管 10m	谷田大池サイホン	1	SP, FRPM φ 1200	換気管 5m	奥横地サイホン	1	RC φ 1200	換気管 5m	木目サイホン	1	FRPM φ 1000 ～ 1100	換気管 5m	丹野川サイホン	2	RC φ 1100	換気管 10m	高橋サイホン	1	RC φ 1100	換気管 5m
	施設名称	個所数	構造	備考																																	
	沢水加川サイホン	1	RC φ 1350	換気管 5m																																	
	半済サイホン	1	RC φ 1350	換気管 5m																																	
	牛蒌川サイホン	2	RC φ 1200	換気管 10m																																	
	谷田大池サイホン	1	SP, FRPM φ 1200	換気管 5m																																	
	奥横地サイホン	1	RC φ 1200	換気管 5m																																	
	木目サイホン	1	FRPM φ 1000 ～ 1100	換気管 5m																																	
	丹野川サイホン	2	RC φ 1100	換気管 10m																																	
高橋サイホン	1	RC φ 1100	換気管 5m																																		
※送風機は、1 箇所あたり排気式ファン風量 115m3/min、風圧 11.8kpa 程度（0.5 日）																																					
※送風機及び送風管 (5m, 10m) の設置・撤去を含む。																																					
現地状況により水替工及び換気工等に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。																																					
(7) 坑内又は管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。																																					
(対象施設) 第 2-3 条	調査対象施設は、次に示すとおりである。																																				
	(1) 用水路（開水路・暗渠・水路トンネル・管水路）																																				
	【対象施設：菊川右岸幹線水路】 Qmax＝2.20m3/s L＝14,803m																																				
	(施設内訳)																																				
	開 水 路 L＝654m																																				
	暗 渠 L＝1,714m																																				
	水路トンネル L＝10,818m																																				
	サ イ ホ ン L＝1,617m																																				
	付帯施設（水門）																																				
	下半済分水工																																				
幹線用ゲート 電動スライドゲート W1530mm×H800mm 1 門																																					
分水用ゲート 電動スライドゲート W1170mm×H1000mm 1 門																																					
第 1 号開渠																																					
幹線用ゲート 電動スライドゲート W500mm×H1000mm 1 門																																					
丹野川放流工																																					
放流用ゲート 電動スライドゲート W1200mm×H1500mm 1 門																																					
松ヶ谷分水工																																					
幹線用ゲート 電動スライドゲート W1650mm×H1000mm 1 門																																					
分水用ゲート 電動スライドゲート W1260mm×H1000mm 1 門																																					
分水工 1 式																																					
放流工・排泥工・制水弁 1 式																																					
(貸与資料等) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。																																				
	<table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>大井川用水地区一般計画平面図</td><td>1 式</td></tr><tr><td>大井川用水地区施設管理図面集</td><td>〃</td></tr><tr><td>大井川用水農業水利事業 事業誌</td><td>〃</td></tr><tr><td>平成 3 年度 広域農業開発基本調査</td><td rowspan="2">〃</td></tr><tr><td>大井川地区整備基本構想検討（その 2）業務報告書</td></tr><tr><td>平成 31 年度 広域基盤整備管理調査</td><td>〃</td></tr></table>				貸与資料	数量	大井川用水地区一般計画平面図	1 式	大井川用水地区施設管理図面集	〃	大井川用水農業水利事業 事業誌	〃	平成 3 年度 広域農業開発基本調査	〃	大井川地区整備基本構想検討（その 2）業務報告書	平成 31 年度 広域基盤整備管理調査	〃																				
	貸与資料	数量																																			
	大井川用水地区一般計画平面図	1 式																																			
	大井川用水地区施設管理図面集	〃																																			
	大井川用水農業水利事業 事業誌	〃																																			
	平成 3 年度 広域農業開発基本調査	〃																																			
	大井川地区整備基本構想検討（その 2）業務報告書																																				
	平成 31 年度 広域基盤整備管理調査	〃																																			

項 目	内 容
(貸与資料の取扱い) 第2-5条	更新整備計画作成業務報告書
	令和3年度 大井川用水地区機能診断その6業務
	令和4年度 大井川用水地区機能診断その8業務
	令和5年度 大井川用水地区機能診断その11業務
	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	第2-4条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 適用する図書及び参考図書は、施設機能診断作業時の最新版を用いるものとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1-1～1-2の作業項目内訳表に示すものとする。
(現地作業内容) 第3-2条	(1) 現地踏査及び定点調査の詳細は、別紙1-1～1-2の作業項目内訳表及び別紙2-1～2-2の現地調査作業一覧表によるものとする。なお、現地踏査の結果、別紙2-1～2-2に示す定点を変更もしくは追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能（施設機械の一次診断結果にあたっては一次診断情報入力用Excel ファイル）を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。
(作業の留意点) 第3-3条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、監督職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。 なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。 (2) 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (3) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (4) 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (6) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (7) 機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定に

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条	あたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。 ・新技術情報システム（NETIS） http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 (8) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。 (9) 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検する。 (10) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (11) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用Excelファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。 (12) 本業務の対象施設菊川左岸用水路は国営大井川農業水利事業において昭和37年度から昭和42年度に造成され、国営大井川用水農業水利事業において平成20年度から平成29年度にかけて部分的に更新されている施設であることを踏まえて、業務を実施するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 共通仕様書第 1-10 条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ(定点調査計画作成段階)(web 形式) 第3回 中間打合せ(対策実施シナリオ作成段階)(web 形式) 第4回 中間打合せ(機能保全計画作成段階)(web 形式) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (5) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (6) 履行期間に変更が生じた場合 (7) 関係機関等対外的協議により設計計画に変更が生じた場合 (8) その他重要な変更が生じた場合
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1-1 作業項目内訳表（開水路・暗渠・水路トンネル・サイホン・分土工）菊川左岸幹線水路

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1 事前調査	施設の設計諸元、図面、過去の診断履歴、事故・補修履歴、地域特性に関する既存資料を収集・整理し、施設管理者からの聴き取り等を行い、現地踏査・定点調査の実施方法を検討する。	14, 803m	
2 現地踏査	事前調査で得られた情報を基に、施設内外から目視で変状の有無や変状箇所の特定制を行い踏査結果を整理する。事前調査及び地上部踏査結果を踏まえ現地調査（定点調査）を行う地点、調査項目等を検討する。	14, 803m	
3 定点調査	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」、農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」及び農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」に基づき、計測・記録を行う。また、造成時に対し現在の施設や周辺状況に変化がある箇所は展開図等により記録する。	1 式	
4 健全度評価	調査結果に基づき、施設の健全度の判定を行う。	14, 803m	
5 機能保全対策の検討			
5-1 性能低下予測	性能低下要因の推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理水準を設定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	14, 803m	
5-2 管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。	14, 803m	
5-3 施設のグルーピング	対策の可否や対策工法の比較検討等を効率的に行うため、施設の種類、材料、構造、建設時からの経過年数、主な変状等の要因と程度、設置環境等により同一の対策検討を行うことが可能な施設群に分類し、グルーピングを行う。	14, 803m	
5-4 対策工法の検討	対策工法の検討の際には、水利施設全体が一つのシステムとして要求性能を確保する必要があることに留意した上で、グルーピングされた施設群毎に性能低下予測の結果を踏まえ、対策の適否、対策工法とその実施時期の組み合わせ（以下「シナリオ」という。）を検討する。 施設の性能低下予測を踏まえ、技術面・経済面・リスク面でも妥当であると考えられる対策の組み合わせを、検討のシナリオとして複数作成する。	14, 803m	
6 機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。（コスト算定のため必要な数量計算、設計図面作成を含む）	14, 803m	
7 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。なお、状態監視等を継続的する必要があると認められる施設については、経年変化状況の把握などのための施設監視計画を作成する。	14, 803m	
8 農業水利ストック情報データの作成	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	14, 803m	
9 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	14, 803m	

（注）現地踏査、定点調査などの現地調査に関する作業項目、数量等については別紙2-1 現地調査作業一覧表を参照

別紙 1-2 作業項目内訳表（水門設備） 菊川左岸幹線水路

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1 事前調査	設備の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に既存資料や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。	1 式	
2 現地踏査	事前調査で得られた情報を基に、遠隔目視で変状の有無や変状箇所の特定制を行い踏査結果を整理する。踏査中又は、踏査結果を踏まえ現地調査（定点調査）を行う地点、調査項目等を選定する。 また、造成時に対し現在の周辺状況に変化がある箇所は記録する。	1 式	
3 定点調査（概略診断調査）	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」に基づき、計測・記録を行う。	1 式	
4 概略診断 機能診断評価 （健全度評価）	概略診断調査の結果により、部位毎及び設備全体の健全度評価を行う。	1 式	
5 機能保全対策の検討 5-1 性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	1 式	
5-2 機能保全対策の検討	機能診断評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。	1 式	
5-3 対策実施シナリオの作成	今後必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組み合わせを検討する。	1 式	
5-4 機能保全コストの算定	各種診断結果による機能保全コストとして、①当面の整備に必要な費用、②今後の更新等に必要な費用（想定）、③定期点検に必要な費用を合算して算定する。	1 式	
5-5 機能保全計画の策定	施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合性、維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画及び施設監視計画を策定する。	1 式	
6 農業水利ストック情報データの作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。	1 式	
7 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

（注）現地踏査、定点調査などの現地調査に関する作業項目、数量等については別紙 2-2 現地調査作業一覧表を参照

別紙2-1 現地調査作業一覧表（開水路・暗渠・水路トンネル・サイホン・分土工）菊川左岸幹線水路

作業項目	規格	作業数量	備考
【現地踏査】			
菊川頭首工～溺川池まで			
開水路 (付帯施設含む)	第3号開渠 1500×1700 L=44.984m 第4号開渠 1500×1450 L=36.589m 第5号開渠 1500×1600 L=25.630m 第6号開渠 1500×1450 L=32.500m 開渠 3000×2800 L=13.576m 県営第1号開渠 1500×1450 L=16.707m 第1号開渠 1500×1650 L=37.071m 第2号開渠 1500×1450 L=58.059m 第3号開渠 1500×1400 L=42.950m 第4号開渠(BOX) 1500×1400 L=91.414m 第5号開渠 1500×1400 L=93.941m 第6号開渠 1500×1600 L=109.936m 松ヶ谷開渠 3000×2500 L=24.069m 開渠 1500×900 L=2.781m 第7号開渠(BOX) 1500×900 L=66.067m 第8号開渠 1500×900 L=42.514m	654m	下本所分木工 下半済分木工 川上分木工 松ヶ谷分木工 落差工 平組分木工、水神池取水口 佐栗谷分木工
水路トンネル (付帯施設含む)	第1号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=260.949m 第2号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=202.324m 第3号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=550.000m 本所1号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=269.400m 本所2号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=126.601m 本所3号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=142.590m 本所4号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=161.991m 本所5号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=131.700m 本所6号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=182.300m 本所7号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=199.938m 半済1号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=208.000m 半済2号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=219.711m 半済3号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=389.241m 半済4号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=238.839m 県営第1号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=169.938m 県営第4号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=598.179m 三沢第1号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=540.000m 三沢第2号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=859.000m 三沢第3号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=92.000m 三沢第4号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=160.019m 三沢第5号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=135.550m 三沢第6号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=356.053m 川上第1号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=425.221m 川上第2号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=721.926m 川上第3号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=198.467m 川上第4号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=596.161m 川上第5号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=119.914m 川上第6号トンネル 3R ぼろ形 R=750 L=771.305m	10,818m	下半済分木工 (L=9.000m) 下半済分木工 (L=4.000m)

	河東第1号トンネル 3R ほぼ形 R=750 L=246.752m 河東第2号トンネル 3R ほぼ形 R=750 L=116.000m 河東第3号トンネル 3R ほぼ形 R=750 L=1427.919m		
サイホン (付帯施設含む)	沢水加川排水 RC φ1350 mm L=27.816m 半済排水 RC φ1350 mm L=111.440m 牛湫川排水 RC φ1200 mm L=416.173m 谷田大池排水 SP φ1200mm L=79.291m 谷田大池排水 FRPM φ1200mm L=84.000m 谷田大池排水 1500×1300 (蓋) L23.516m 奥横地排水 RC φ1200 mm L=82.424m 目木排水 RC φ1100 mm L=31.597m 丹野川排水 RC φ1100 mm L=628.872m 高橋排水 RC φ1100 mm L=22.485m 佐栗谷排水 RC φ700 mm L=108.872m	1,617m	牛湫川放流工 山脇分水工 目木分水工 高橋分水工 排泥工
暗渠 (付帯施設含む)	第1号暗渠 RC1350 L=76.968m 第2号暗渠A RC1350 L=149.091m 第2号暗渠B RC1350 L=915.385m 第3号暗渠 3R=750 L=109.983m 第4号暗渠 3R=750 L=25.000m 第5号暗渠 (BOX) 1500×1500m L=19.605m 第6号暗渠 3R=750 L=15.600m 第7号暗渠 3R=750 L=26.600m 第8号暗渠 3R=750 L=23.700m 第1号暗渠 3R=750 L=48.000m 第2号暗渠 3R=750 L=23.000m 第3号暗渠 3R=750 L=18.000m 第4号暗渠 (BOX) 1500×1300m L=52.532m 第4号暗渠 3R=750 L=7.500m 第5号暗渠 3R=750 L=11.000m 第6号暗渠 3R=750 L=19.000m 第6号暗渠 (BOX) 1500×900 L=28.000m 第7号暗渠 3R=750 L=41.659m 第7号暗渠 (BOX) 1500×900 L=61.098m	1714m	和田分水工 坊ノ谷分水工 三沢分水工 溺川池
【定点調査】			
近接目視 (開水路)	目視や簡易な器具により、ひび割れ、材料劣化、目地の劣化等の変状を調査	2 定点 (1 2 m/定点当たり)	(参考調査面積 : 104m ²)
近接目視 (暗渠)	目視や簡易な器具により、ひび割れ、材料劣化、目地の劣化等の変状を調査	6 定点 (1 2 m/定点当たり)	(参考調査面積 : 367m ²)
近接目視 (管水路)	目視や簡易な器具により、管内のひび割れ、内面塗装の劣化、発錆等の管内面状況を調査	5 定点 (1 2 m/定点当たり)	(参考調査面積 : 292m ²)
近接目視 (水路トンネル)	目視や簡易な器具により、ひび割れ、材料劣化、目地の劣化等の変状を調査	1 1 定点 (1 2 m/定点当たり)	(参考調査面積 : 673m ²)
たわみ量測定 (管水路)	縦横比の簡易測定	5 定点	(SP, FRPM, DCIP)
コンクリート推定調査	リバウンドハンマーによる強度推定	1 9 測点	開渠、トンネル、暗渠
鉄筋探査	鉄筋位置やかぶりを調査	1 9 箇所	〃

中性化深さ調査 (ドリル法)	中性化深さを測定	1 9箇所	〃
-------------------	----------	-------	---

別紙 2-2 現地調査作業一覧表（水門設備）菊川左岸線水路

作業項目	規格	作業数量	備考
【現地踏査】			
水路ゲート	電動式スライドゲート W1.530m×H0.800m 電動式スライドゲート W1.170m×H1.000m 電動式スライドゲート W0.500m×H1.000m 電電動式スライドゲート W1.200m×H1.500m 電動式スライドゲート W1.650m×H1.000m 電動式スライドゲート W1.260m×H1.000m	6 門	戸当たり、開閉装置、機側操作盤含む
【定点調査】			
概略診断（水路ゲート）	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」に基づき、計測・記録を行う。	6 門	戸当たり、開閉装置、機側操作盤含む